

免税軽油を使用するための手続 —船舶の使用者用—

(令和6年4月改正)



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

東京都主税局

目 次

○ 船舶の使用者の皆様へ	1
○ 免税となる軽油を使用するためには	1
○ 「船舶」の免税軽油使用者となるためには.....	2
○ 免税証の交付を受けるためには	4
○ 免税証の使用方法及び有効期間	5
○ 免税証の使用実績報告及び未使用の免税証の返納処理.....	6
○ 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合.....	7
○ 船舶検査証書等の更新を行った場合	7
○ 免税軽油の使用にあたっての注意事項	8
○ 免税軽油使用者証又は免税証を紛失した場合.....	9
○ 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令について.....	9

参 考

○ 申請等に必要書類	11
○ 「船舶」に係る免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類.....	12
○ 各様式の記入例	13
○ 免税証の申請手続等の流れ	39
○ 軽油引取税を所管する都税事務所・支庁のご案内	40

なお、本文中特にことわりのない限り、

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

を表します。

船舶の使用者の皆様へ

軽油を使用する場合は、いかなる用途に使用するかに関わらず、原則として、軽油引取税を負担していただいています。

しかし、特に政策的配慮等の観点から、船舶の動力源の用途など、法で定められた特定の用途に使用する軽油については、課税を免除することができるとされています。

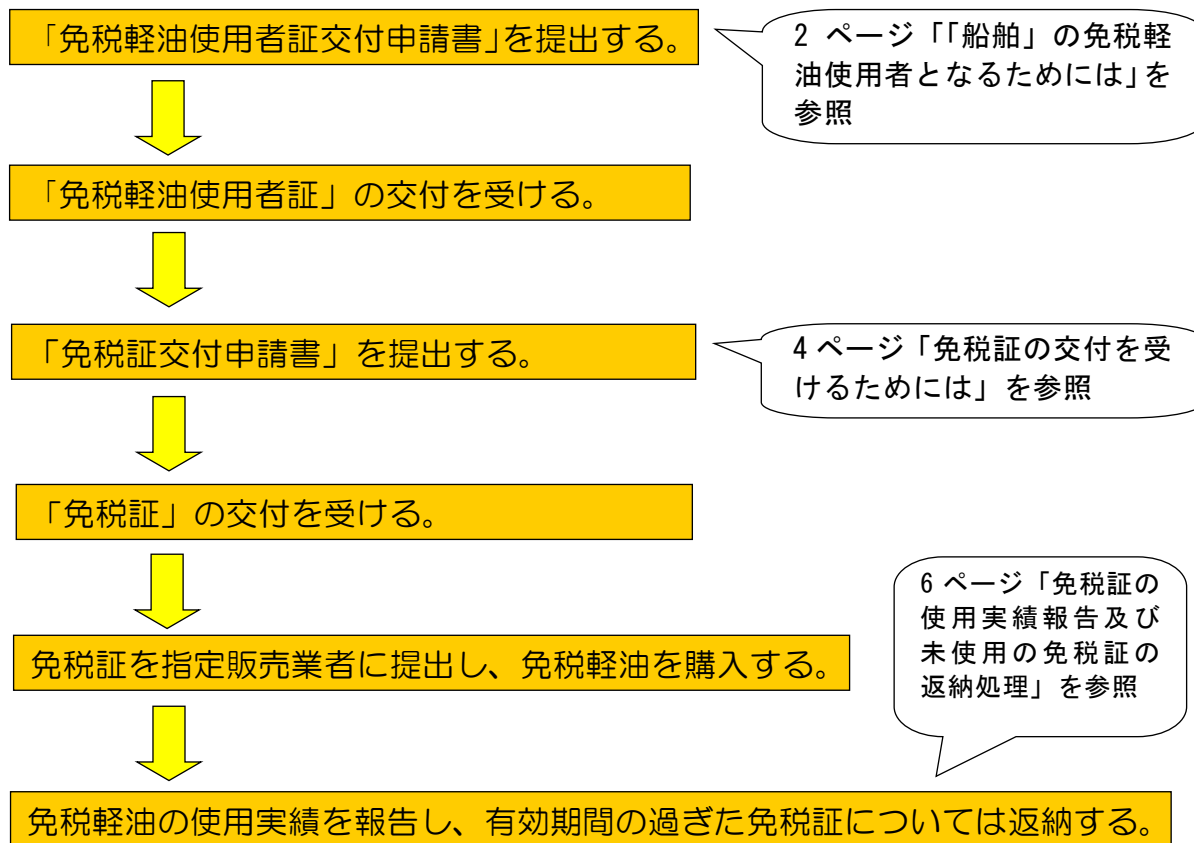
この冊子は、船舶の使用者の方を対象に、免税軽油を使用するために必要な手続等をまとめてありますので、ご覧の上、所定の手続を行ってください。

なお、ご不明な点がございましたら所管の都税事務所又は支庁（以下「都税事務所等」といいます。）の軽油引取税担当者にお問い合わせください。

免税となる軽油を使用するためには

免税となる軽油を使用するためには、まず「免税軽油使用者」になり、そのうえで「免税証」の交付を受けなければなりません。

免税軽油を使用するために必要な手続の一連の流れは以下のとおりです。



「船舶」の免税軽油使用者となるためには

免税軽油使用者に該当するための要件等

- ◎ 「船舶」について免税軽油の使用が認められるのは、「船舶の使用者が当該船舶の動力源のために用いる軽油」とされています。
軽油引取税の免税の対象となる「船舶」とは、船舶法の規定による船舶だけではなく、漁船、しゅんせつ船、海上自衛隊の艦船等も含まれます。
- ◎ また、「船舶の動力源のために用いる軽油」とは、一般的に「船舶の推進機関の動力源」として消費される軽油をいいますが、始動のための始機や補助動力としての補機、その他発電用動力のために消費されるものもこれに含まれます。
- ◎ 「船舶」の免税軽油使用者として認定されるためには、「軽油の用途」及び「機械の種類」等が法令の規定に該当していなければなりません。その確認は、提出された申請書等の記載内容の審査及び現地調査により行います。
したがって、法令に規定された要件に該当しない方が使用される軽油は、全て課税軽油となります。

免税軽油使用者になるための申請手続

免税軽油使用者証の交付申請に必要な書類等

- ◎ 免税軽油使用者になるためには、「免税軽油使用者証交付申請書」（以下「使用者証交付申請書」といいます。）（13、14 ページ）により行うこととなりますが、申請の際にはその他、免税要件に該当することを証する書類を添付していただきます。→法第 144 条の 21 第 1 項及び第 2 項、施行令第 43 条の 15
詳しくは、12 ページ記載の「船舶」に係る免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類」をご覧ください。
- ◎ また、申請者の方には、施行令第 43 条の 15 第 15 項に規定する「免税軽油使用者証及び免税証の不交付事由」に該当しない旨を誓約していただくため、15 ページに掲げた「誓約書」を提出していただきます。
なお、法人にあってはその役員（監査役も含む。）も対象となります。
（16 ページ「役員住所・氏名一覧表」を提出していただきます。）

【免税軽油使用者証の「不交付事由」(施行令第43条の15第15項)】

- 第1号 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第2号 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第3号 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第157条第1項、関税法第138条第1項(とん税法第14条及び特別とん税法第12条において準用する場合を含む。)若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- 第4号 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。
- 第5号 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

【免税証の「不交付事由」(施行令第43条の15第16項)】

- 第1号 免税軽油使用者が前項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 第2号 免税軽油使用者が法第144条の27第1項の規定に違反して報告書を提出しないとき。
- 第3号 前2号に掲げるときのほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

なお、提出いただいた住所、氏名等の個人情報(地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪))の規定に違反しないよう、適正に保護、管理いたします。

申請書類等の提出先

- ◎ 使用者証交付申請書等の提出は、船舶の使用者の住所所在地を所管する都税事務所等をお願いします。
- 法第144条の21第1項
- なお、都税事務所等の所在地につきましては40、41ページをご覧ください。

免税軽油使用者証の交付

- ◎ 「免税軽油使用者証」(以下「使用者証」といいます。)(19、20 ページ)は、「使用者証交付申請書」(13、14 ページ)及び添付書類の記載内容の精査等により、免税軽油使用者に該当すると認められた場合に交付いたします。交付は申請日から概ね6 開庁日後になります。

受領の際には、「免税軽油使用者証受領書」(21 ページ)を提出してください。

免税軽油使用者証の有効期間

- ◎ 使用者証の有効期間は3年を超えない範囲で設定します。(令和6年の法改正によって有効期間は最長でも令和9年3月31日までとなっています。)ただし、マリンレジャー等に使用されるレクリエーション(業として行うものを除く。)用の船舶(「プレジャーボート」)の有効期間は令和7年3月31日までとなっています。

有効期間が終了したときは、「使用者証」と「免税軽油使用者証返納書」(「免税軽油使用者証受領書」と同一様式。37 ページ参照)を提出してください。

→ 施行令第43条の15第6項

また、有効期間終了後も引き続き免税軽油を使用する場合は、新規申請時と同様の手続を有効期間の終了する前に行ってください。

免税証の交付を受けるためには

免税証の交付申請手続

免税証の交付申請に必要な書類等

- ◎ 「免税証」(25 ページ)の交付申請は、「免税証交付申請書」(22 ページ)により行うこととなりますが、申請の際には次に掲げる書類を添付してください。→ 施行令第43条の15第7項

① 使用者証 (19、20 ページ)

② 免税証所要数量算出計算書 (24 ページ)

※ ただし、「プレジャーボート」の使用者にあつては、②に代えて「航行

予定表」(23 ページ)を提出してください。

申請書類等の提出先

「免税証交付申請書」は、軽油を購入する販売業者の名称及び必要とする免税証の数量・種類などを記載し、使用者証の交付を受けた都税事務所等に提出してください。

免税証は、申請書に記載された数量等が適当であれば、申請を行った都税事務所等から申請日より概ね6開庁日後に交付されますので、受領した際は「免税証受領書」(26 ページ)を提出してください。

免税証の使用方法及び有効期間

免税証の使用法

- ◎ 免税証による免税軽油の引取りは、その有効期間内に免税証に記載された販売業者から免税証と引き換えに行わなければなりません。
ただし、免税証が余った場合は、交付を受けた都税事務所等に遅滞なく返納してください。
→ 6 ページ「未使用の免税証の返納処理」を参照してください。
- ◎ 免税証は印字された番号順に使用してください。
- ◎ 免税証に記載された数量のとおり、免税軽油の引取りを行ってください。
- ◎ なお、船舶の使用者については、船舶を遠方で使用した場合等で指定した販売業者から免税軽油を購入することが困難である場合は、他の販売業者から購入することも可能です。
その場合は、**免税証の裏面に免税軽油を購入する販売業者名と免税軽油使用者名を記入の上、免税証を当該販売業者に渡し、免税軽油を引取ってください。**→ 25 ページの記入例を参照してください。
- ◎ 販売業者などに免税証を一括して提出することは、免税証の紛失及びトラブルの原因にもなりますので原則として行わないでください。

免税証の有効期間

- ◎ 免税証の有効期間は、1年を超えない範囲で設定し、交付いたします。
有効期間外に当該免税証により軽油を引取することは、無効な免税証による引取りとなり、免税にはなりませんので注意してください。

免税証の使用実績報告及び未使用の免税証の返納処理

免税証の使用実績報告

- ◎ 免税軽油使用者の方には、毎月免税軽油の引取り数量等について、
 - ①「免税軽油の引取り等に係る報告書」
(29、30、32、33 ページ。ただし、「プレジャーボート」の使用者については、27、28 ページに掲げる報告書の様式を使用)
 - ②「免税軽油の引取り等に係る内訳書」
(31、34 ページ。ただし、「プレジャーボート」の使用者については不要)
に所定の事項を記載の上、免税軽油を購入した際の納品書（軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの）及び請求書の写しを添付して、交付を受けた都税事務所等に翌月末日までに提出していただきます。→ 法第144条の27第1項、規則第8条の39

- ◎ なお、使用実績がなかった月についても、その旨記載のうえ、「免税軽油の引取り等に係る報告書」を提出してください。
※ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、提出は不要です。

- ◎ 免税証の受払いの記録及び免税軽油の使用に係る帳票類（免税機械の作業日報等）は常に整備保管し（概ね7年間）、都税事務所等の調査に応じられるようにしてください。

未使用の免税証の返納処理

- ◎ 有効期間が終了した免税証は、使用することができません。
未使用の免税証がありましたら、「免税証返納書」（36 ページ。「免税証受

領書」と同一様式。)を添えて、交付を受けた都税事務所等に遅滞なく返納してください。→ 施行令第43条の15第11項

免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合

船を手放す場合(売却・廃船・リース元へ返却など)は、必ず事前に都税事務所へご相談ください。燃料メーター写真等、ご用意をお願いする資料があります。

- ◎ **使用者証の記載内容に変更**(船舶の追加・廃止・休止やエンジンを取り替えた場合、使用者の方の住所、法人の商号の変更等)が生じた場合は、**使用者証と変更内容が確認できる書類**(「免税軽油使用者証記載事項変更申請書」(35ページ)、船舶検査証書等(写)、タンク容量等が確認できる書類(写)、写真、リース契約書(写)、運転免許証等の写し又は住民票(写し可)(住民票は、個人番号の記載がないもので可)、履歴事項全部証明書(写し可)等)を交付を受けた都税事務所等に遅滞なく提出してください。

→ 施行令第43条の15第5項

- ※ 廃船・譲渡・貸出・リース返却等により船舶の免税登録を廃止・休止した場合は、当該行為日時点のアワーメーター等の数値のわかる写真及び燃料タンク内の残油の数量がわかる写真を必ず添付してください。

- ◎ 船舶の追加等が生じた場合に、**変更手続を行わないまま免税軽油を使用しますと、変更があった時点まで遡って課税となり、当該消費した日から30日以内に消費量分を申告納付していただくことになります**のでご注意ください。

- ◎ また、船舶の廃止等に伴い、燃料タンクに免税軽油を残したまま船舶の売却・譲渡をした場合は免税軽油の譲渡に該当するため、「免税軽油譲渡届出書」(38ページ)の事前提出とともに、**当該軽油の数量について譲渡した日から30日以内に申告納付していただきます**。

→ 法第144条の3第1項第3号、第3項、第4項、法第144条の18第1項第6号、施行令第43条の4

船舶検査証書等の更新を行った場合

船舶検査証書や免税機械のリース契約等の更新を行った場合、更新を行った後

の船舶検査証書等の写しを使用者証の交付を受けた都税事務所等に速やかにご提出ください。

免税軽油の使用にあたっての注意事項

免税軽油は、使用者証に記載された免税軽油使用者が、免税機械等として承認された船舶の動力源の用途に使用した場合に限り、免税となるものです。

免税軽油について、不正使用（以下に掲げる行為）をした場合は、法により罰せられるほか、免税証により引取った軽油の数量について課税されます。

免税軽油は、適正に使用し、使用実績について正確に報告してください。

→ 法第 144 条の 3 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 144 条の 3 第 3 項、第 4 項

◎ 偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油を引取る行為（10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれの併科）

→ 法第 144 条の 22

◎ 免税証を他人（他の免税軽油使用者等も含む。）に譲り渡し、又は他人から譲り受ける行為（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

→ 法第 144 条の 24、同 25

◎ 免税証を他人から譲り受け、免税軽油を引取る行為（10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれの併科）

→ 法第 144 条の 24、同 25

◎ 免税軽油を所管の都税事務所長又は支庁長の承認を受けずに他人に譲り渡し、又は他人から譲り受ける行為（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）

※ 譲り渡す行為は、有償・無償を問わず罰則の対象となります。

→ 法第 144 条の 26

◎ 免税軽油の引取り及び使用に関する事実等について、報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出する行為（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

→ 法第 144 条の 27 第 1 項、法第 144 条の 28

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関してこれらに掲げる違反行為をした場合、その行為者のみならず、その法人又は人に対してもこれらの罰金刑が科されます。

免税軽油使用者証又は免税証を紛失した場合

使用者証又は免税証を紛失した場合は、「使用者証・免税証滅失（喪失）届書」及び紛失に至るまでの経過を記載した書面に、その事実を証する書類（警察署の遺失届出受理番号が記載された書面、自己の忘失の場合は誓約書等）を添付して、交付を受けた都税事務所等に速やかに提出してください。

なお、免税軽油使用者証及び免税証は、必ず免税軽油使用者が保管、管理を行い、特に免税証については、紛失等が起こらないように鍵のかかる金庫等で保管するなど、万全の注意をお願いいたします。

免税軽油使用者証及び免税証の返納命令について

免税軽油使用者が、地方税に関する法令の規定に違反したとき、その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、所管の都税事務所長又は支庁長は免税軽油使用者に対して「免税軽油使用者証」及び「免税証」の返納を命じることがあります。

→ 法第 144 条の 21 第 4 項

参 考

申請時に必要な書類とその添付書類、各様式の記入例などを掲載しています。

申請書等の様式の一部は東京都主税局ホームページ（※）にも掲載していますので、ご利用下さい。

※ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/index-k.html>

巻末（40、41 ページ）には、軽油引取税を所管する都税事務所等の一覧を掲載しております。ご不明な点がありましたら、所管都税事務所等の軽油引取税担当者までお問い合わせ下さい。



申請等に必要書類

内 容	提 出 書 類 等
①免税軽油使用者になるための申請を行うとき	免税軽油使用者証交付申請書（第 16 号の 16 の 2 様式） ※添付書類については、 <u>12 ページに掲載の「船舶」に係る免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類</u> をご覧ください。
②免税軽油使用者証を受領したとき	免税軽油使用者証受領書（第 127 号様式）
③免税証の交付申請を行うとき	免税証交付申請書（第 16 号の 21 様式）、免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、免税証所要数量算出計算書（プレジャーボートの場合は「航行予定表」）
④免税証を受領したとき	免税証受領書（第 127 号様式）
⑤免税軽油の引取りを行ったとき	免税軽油の引取り等に係る報告書（第 16 号の 30 様式）、免税軽油の引取り等に係る内訳書（ プレジャーボートは不要 ）
⑥免税軽油使用者証又は免税証を返納するとき	免税軽油使用者証又は免税証、免税軽油使用者証・免税証返納書（第 127 号様式）
⑦免税軽油使用者証の有効期間が終了し、引続き免税軽油使用者の申請を行う場合	有効期間の終了した免税軽油使用者証、免税軽油使用者証返納書（第 127 号様式） ※免税軽油使用者証の再申請は①と同様の手続
⑧免税軽油使用者証の記載内容に変更（船舶の追加・抹消等）があるとき	免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、免税軽油使用者証記載事項変更申請書、船舶票（写）、船舶検査手帳（写）、船舶検査証書（写）、タンク容量、燃料消費量（率）が確認できる書類（写）、写真、アワーメーター等の数値のわかる写真等 ※ただしプレジャーボートの場合は燃料消費量（率）が記載された書類は不要
⑨免税軽油使用者証又は免税証を紛失等したとき	免税軽油使用者証・免税証滅失（喪失）届書（第 128 号様式）、紛失等に至るまでの経過を記載した書面、事実を証する書類（り火災証明書・遺失届出受理番号が記載された書面）
⑩免税軽油を譲渡するとき	免税軽油譲渡届出書（第 16 号の 15 様式）、納付申告書（第 16 号の 12 様式）

「船舶」に係る免税軽油使用者証交付申請時に必要な添付書類

書 類 名	提出いただく目的
1 誓約書(第 16 号の 18 様式)	* 地方税法施行令第 43 条の 15 第 15 項第 1 号～第 4 号に規定する免税軽油使用者証及び免税証の「不交付事由」に該当しないことの誓約とその事実の確認
2 役員の住所・氏名一覧表 法人の場合	* 上記「不交付事由」に申請者(法人)の役員についても該当しないことの誓約とその事実の確認
3 免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書	* 免税軽油を使用する際の重要事項を理解してもらい、免税軽油を適正に使用してもらうための確認
4 履歴事項全部証明書(写し可) 法人の場合	* 権利・義務の主体が法人であることの確認 * 申請書記載の商号・代表者に相違がないことの確認
5 運転免許証等の写し又は住民票(写し可) ※住民票は、個人番号の記載がないもので可 個人の場合	* 申請書記載の住所・氏名が間違いのないことの確認 * 都内に住民登録があることの確認
6 定款(写) 法人の場合	* 法人概況の把握のため
7 船舶の写真 (船舶の前・横・後方の写真で船舶名が確認できるもの、エンジン部分)	* 申請された船舶の現存確認 * 申請された船舶の外観の把握
8 アワーメーター等の数値のわかる写真	* 申請された船舶の稼働実態の把握
9 船舶のタンク容量、燃料消費量(率)が記載された書類(写) (カタログ・スペック表・発注書など) ※ただしプレジャーボートの場合は燃料消費量(率)が記載された書類は不要	* 申請された船舶の機能、性能、用途の把握 * 申請書記載の船舶の性能が間違いのないことの確認
10 許可証・認可証等(写) (営業の条件として許認可等が必要な場合)	* 許可等の有無確認(事業を行っていることの確認)
11 【船舶の所有権がない場合】 リース契約書(写)	* 申請機械について申請人が使用する権利を有していることの確認
12 船舶の所在地が確認できる書類(写) (係留証明書、マリーナ契約書のいずれかのもの)	* 申請された船舶の定置所在地の確認 * 都税事務所等による現地調査の際の参考資料
13 船籍票(写) ※小型船舶(総トン数 20トン未満)の場合は「小型船舶登録事項通知書」(写) ※漁船の場合は「漁船登録票」(写)	* 日本船籍であることの確認 * 船舶の所有権を有する者の確認
14 船舶検査手帳(写)	* 型式、定格出力の確認
15 船舶検査証書(写)	* 船検切れでない(使用可能な状態である)ことの確認

各様式の記入例

※処理事項		審査	交付	証の番号	
				第 号	
受付		令和〇〇年 3月15日		第十六号の十六の二様式	
東京都 新宿 都税事務所長 殿 支 庁 長		免税軽油使用者証交付申請書(その1)			
住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇				
業 種	船 舶				
氏名又は名称	株式会社 都庁興業 代表取締役 都庁一郎				
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	都 庁 太 郎 電話 03-1234-〇〇〇〇				
機械、車両又は設備の明細	所在地	江東区夢の島〇 夢の島マリーナ	← 当該船舶の管理に係る係留地等を記入してください。		
	名 称	No. 1 都庁丸	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	都庁 太郎	← リースの場合は、リース会社名を記入してください。		
	型 式	〇〇〇 BS3G	← 「船舶検査手帳」に記載されている機関の製造社名、製造者型式を記入してください。 ※船体の型式ではありません。		
	軸 馬 力	200ps×1	← 「船舶検査手帳」に記載されている機関の連続最大出力を記入してください。 エンジンが1機の場合・・・200ps×1 エンジンが2機の場合・・・100ps×2 ※参考 1kw=1.36ps		
	燃 焼 方 式	直接噴射式			
	台 数	1			
用 途	ブレイジャーボート				
年間見込所要数量	6,000	← 当該機械等が免税用途のために使用する軽油の年間の見込数量を記入してください。			見
年間見込所要数量合計	6,000				見

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする都税事務所長等に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

免税軽油使用者証交付申請書(その2)

機械、車両又は設備の明細	所在地	江東区夢の島○ 夢の島マリーナ				
	名称	No. 6 都庁号	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	都庁 太郎				
	型式	○○○ BS3G				
	軸馬力	200ps×1				
	燃焼方式	直接噴射式				
	台数	1				
用途	プレジャーボート					
年間見込所要数量	リットル 6,000	リットル	リットル	リットル	リットル	

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

誓 約 書

私
~~私共~~ は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれに

も該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年 3 月 15 日

東京都 **新宿** 都税事務所長 殿
~~支庁長~~

氏名又は名称 **都 庁 太 郎**

申請者が法人の場合の記入例

都庁興業 株式会社

代表取締役 都庁 一郎

※ 個人情報~~は~~法の規定により
適正に保護いたします。

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員が記名すること。

別紙1

免税軽油 使用者証 交付申請者	法人名	都庁興業株式会社
	本店所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇
役員 of 住所・氏名一覽表		
役名	氏名	住所
代表取締役	都庁 一郎	新宿区西新宿〇-〇-〇
取締役	都庁 花子	新宿区西新宿△-△-△
監査役	新宿 太郎	新宿区西新宿◇-◇-◇

申請者である法人に係る役員の方全員の氏名と住所を記入してください。
 ※個人情報 は法の規定により適正に保護いたします。

<留意事項> 免税軽油使用者証の交付を受けた後、住所の移転又は役員の変更があった場合は、速やかに届け出てください。

免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書を提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。
- 3 免税証を他人に譲り渡してはならない。
- 4 免税証を他人から譲り受けてはならない。
- 5 免税軽油を都税事務所長又は支庁長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- 6 免税軽油を免税用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡(無償を含む。)した場合(例:船舶等の登録免税機械の売却・貸与等)は、使用又は譲渡した日から30日以内に申告納付しなければならない。
- 7 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに、免税軽油使用者証記載事項変更申請書を提出しなければならない。また、免税軽油使用者証交付申請時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちに、その旨の届出をしなければならない。
- 8 免税に係る事業の廃止、許可等の取消又は免税に係る事業の許可書等の更新を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証の返納又は更新を受けた旨の届出をしなければならない。
- 9 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け(免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。)、その日から起算して二年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

《根拠》 地方税法第144条の3、第144条の18、第144条の21、
第144条の22、第144条の24～第144条の28
地方税法施行令第43条の15

上記の内容について説明を受け、確認しました。

上記1～6に一つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解した上で、免税証の交付を受けます。また、上記6に該当する場合は軽油引取税を申告納付します。

東京都 新宿 都税事務所長 殿
支庁長一 殿

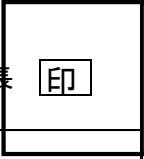
令和 ○○ 年 3 月 15 日

免税軽油使用者番号 第 100 号

氏名又は名称 都庁 太郎

(自署)

住所又は所在地 新宿区西新宿〇—〇—〇

令和〇〇年4月1日交 東京都 新宿 第100号						
令和 〇〇年3月31日 まで有効			担当者		免税軽油使用者証(その1)	
東京都 新宿 都税事務所長						
住所又は事務所若しくは 事業所所在地			新宿区西新宿〇-〇-〇			
業 種 名			船 舶			
氏 名 又 は 名 称			都 庁 太 郎			
機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	江東区夢の島〇 夢の島マリーナ				
	名 称	No. 1 都庁丸	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	都 庁 太 郎				
	型 式	〇〇〇 BS3G				
	軸 馬 力	200ps×1				
	燃 焼 方 式	直接噴射式				
	台 数	1				
用 途	レジャーボート					
記 載 年 月 日	〇〇年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
免税軽油使用者の注意事項						
1 この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。						
2 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を東京都に納付しなければなりません。						
3 この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにして下さい。						
4 この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には 都税事務所長に届け出て下さい。						
支 庁 長						

免税軽油使用者証(その2)

機械、車両又は設備の明細	所在地	江東区夢の島○ 夢の島マリーナ				
	名称	No. 6 都庁号	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	都庁 太郎				
	型式	○○○ BS3G				
	軸馬力	200ps×1				
	燃焼方式	直接噴射式				
	台数	1				
用途	ブレイクボート					
記載年月日	〇〇年4月1日	年月日	年月日	年月日	年月日	

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
記載年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	

	※ 処 理 事 項	審 査	承 認	交 付				
令和 ○○年 3月15日 東京都 新宿 都税事務所長 支庁一長 殿	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇						
	業 種	船舶						
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名(名称)	東京都 新宿 第 100 号 都庁 太郎						
	この申請に应答する係 及び氏名並びに電話番号	都庁 太郎 (電話 03(1234) 〇〇〇〇)						
免税証交付申請書								
機械、車両又は 設備名(番号)	No. 1 都庁丸	No.	No.	1年を超えない範囲で設定します。				
所要数量合計	2,880	リットル	所要数量計算期間	〇〇年 4月 1日	から	〇〇年 9月 30日	日まで	
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚 数	数 量	※処理事項				
江東区夢の島〇-〇-〇 都庁石油販売株 江東給油所	リットル券		リットル					
	10	28	280					
	100	10	1,000					
	200	8	1,600					
	計	46	2,880					
参 考	前回交付を受けた免税証	前回交付を受けた免税証 のうち使用量		(ア) - (イ)				
	計 算 期 間	数 量(ア)	期 間	数 量(イ)				
	〇〇年 10月 1日 から 〇〇年 3月 31日まで	3,060	リットル	リットル	〇〇年10月 1日から 〇〇年 3月31日まで	2,610	450	リットル
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外 の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の 販売業者の氏名又は名称			数 量		リットル		
	2回目以降の申請の時は、当該欄に前回の 交付・使用実績を記入してください。							

第16号の21様式記載要領

- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする都税事務所長等に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。

免 税 証 所 要 数 量 算 出 計 算 書 プレジャーボート以外の船舶で使用

使用者番号 101	住所又は事業所在地 氏名又は名称 新宿区西新宿〇〇〇〇 都庁港湾開発株式会社代表取締役 港湾太郎	使用者	機械の名称 新宿丸(クレーン付台船)	型式 〇〇AB-123	定格出力 (最大出力)① 250	定格出力に対する負荷率 (平均出力/最大出力)② 0.7	1日の実稼働時間 ③ 5	今回申請 計算期間 燃料消費率 (ℓ/ps/h)④ 0.24	自 令 和 〇 〇 年 4 月 1 日		至 令 和 〇 〇 年 9 月 30 日	
									1日の所要数量 ⑤(①×②×③×④) 210	期間中の稼働日数 ⑥ 85	所要数量 ⑦(⑤×⑥) 17,850	所要数量 ⑦(⑤×⑥) 17,850
機 械 等 の 明 細												
馬力(ps)換算で記入してください。 1kw=1.36psです。				内燃機関の1馬力1時間当たりの燃料消費量を「燃料消費率」と言います。力タログ等で確認のうえ記入してください。なお、不明な場合は「0.24」と記入していただいて構いません。				小数点第3位以下が生じる場合は、第3位以下を切り捨ててください。 例)210.009 →210.00				
最大出力を1とした場合、通常の使用状態で、平均して最大出力の何割で機械を稼働させているかを記入してください。なお、不明な場合は「0.7」と記入していただいて構いません。				内燃機関の1馬力1時間当たりの燃料消費量を「燃料消費率」と言います。力タログ等で確認のうえ記入してください。なお、不明な場合は「0.24」と記入していただいて構いません。				小数点第3位以下が生じる場合は、第3位以下を切り捨ててください。 例)17,850.56 →17,850				
2回目以降の申請の時は、当該欄に前回の交付・使用実績を記入してください。												
合 計			1 台								17,850	
※前回交付の			自 令 和 〇 〇 年 10 月 1 日		18,240							
計算期間			至 令 和 〇 〇 年 3 月 31 日		3月15日現在 14,820							
							備 考					

※2回目以降の申請の際に前回の状況を記載すること。

軽油引取税免税証

表

穿孔無効

軽油引取税免税証

東京都

見本

リットル

交付印

販売業者の所在地 千代田区外神田〇-〇-〇

氏名又は名称 都庁石油 株式会社

裏

販売業者の氏名又は名称 〇〇石油 株式会社

上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。

令和 〇〇年 5月 15日

住所 新宿区西新宿〇-〇-〇

業種名及び氏名 船舶 都庁 太郎

注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

見本

船舶の免税軽油使用者の方は、遠隔地において免税機械を使用の場合、指定販売業者以外の販売業者からも免税軽油が購入できます。その場合は、必ず免税証の裏面に必要事項を記入の上、販売業者に免税証を渡してください。

免税証の券種は、以下の12種類です。

10,000リットル券	500リットル券	50リットル券	10リットル券
5,000リットル券	200リットル券	20リットル券	5リットル券
1,000リットル券	100リットル券	18リットル券	1リットル券

令和〇〇年 3 月 25 日

東京都 新宿 都税事務所 殿
支庁長

届出人

登録番号 100

住所 新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名(名称) 都庁 太郎

~~免税軽油使用者証~~
~~免税~~
~~特別徴収義務者登録証~~
~~返納届書~~
~~証~~
~~受領書~~

次のとおり、〇〇年〇月〇日交付を受けた 免税証 を受領しました。

種類	受数		領番号		使用数		返納数		返納の理由
	枚	枚	番	号	枚	枚	番	号	
免税証	10	28	040C000001 ～ 040C000028		枚			枚	
	100	10	040G000001 ～ 040G000010						
	200	8	040H000001 ～ 040H000008						
免税軽油使用者証									
特別徴収義務者登録証									

用紙日本産業規格A4

備考 この様式は、法第144条の16又は法第144条の21の規定により特別徴収義務者登録証票又は免税軽油使用者証若しくは免税証を返納又は受領する場合に用いること。

令和〇〇年 5月 30日 新宿 都税事務所長 殿 支 序 長	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇			
	免税軽油使用者の氏名又は名称	都 庁 太 郎			
	免税軽油使用者証の番号	第 100 号			
	船舶名称 (免税機 No.)	都庁丸 (No. 1)			
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	都 庁 太 郎 (電話) 03-0000-0000			
免税軽油の引取り等に係る報告書 (プレジャーボート用)					
報告対象期間	令和〇〇年 4月 1 日から 令和〇〇年 4月 30 日まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 <input checked="" type="radio"/> 有・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項			
引取年月日	引取数量(ア)	種類	枚数	免税証の記号及び番号	
〇〇年 4月 5日 []	200	江東区夢の島〇-〇-〇 都庁石油販売(株) 江東給油所 []	200	1	040H000001
〇〇年 4月 20日 []	250	江東区夢の島〇-〇-〇 都庁石油販売(株) 江東給油所 []	10 200	5 1	040C000001~040C000005 040H000002
年 月 日 []					
年 月 日 []					
年 月 日 []					
年 月 日 []					
年 月 日 []					
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	0		リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	450		リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	450		リットル	
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量	(オ)	0		リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(イ)+(ウ)-(エ)-(オ)	(カ)	0		リットル	
航 行 日 数	4 日	アワーメーター	月 初	3,550	
			月 末	3,565	

第十六号の三十様式 (第八条の三十九関係)

免税軽油を購入する都度、軽油と引き換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記載してください。

免税軽油を船舶に直接給油する場合、(ウ)と(エ)にそれぞれの数量を記載してください。
 (ウ)・・・報告対象期間内に購入した免税軽油の数量
 (エ)・・・報告対象期間内に消費した免税軽油の数量

稼働時間を正確に把握するため、アワーメーターの月初及び月末の数値を記録し、報告書に記載してください。

※この報告書に免税軽油を購入した際の納品書及び請求書の写しを添付して提出してください。
 用紙日本産業規格A4

免 そ 税 の 軽 油 量 の 使 用 に 関 す る 事 実 ・ 及 無 び	機 械 、 車 両 又 は 設 備 名 （ 番 号 ）	左 記 の 機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 使 用 地	免 税 軽 油 の 使 用 数 量 （ キ ）	稼 働 日 数	稼 働 時 間	
	No. 1	都 庁 丸	夢 の 島 ～ 館 山	450 <small>リットル</small>	4 日	15 時間
	No.					
	No.					
	No.					
合 計			450			
報 告 対 象 期 間 の 末 日 に お け る 免 税 証 の 保 有 状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数		
	10 <small>円券</small>	23 枚	<small>円券</small>	枚		
	100	10				
	200	6				
各月末日における、免税証の保有状況(残数)について、券種ごとに記入してください。						

第 1 6 号の 3 0 様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第 1 4 4 条の 2 7 第 1 項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第 1 4 4 条の 2 7 第 2 項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した都税事務所長または支庁長に 1 通提出すること。
- 法第 1 4 4 条の 2 1 第 2 項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合であっても、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取り日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに都税事務所長または支庁長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。



プレジャーボート以外の船舶

第十六号の三十様式（第八条の三十九関係）

令和〇〇年 5月30日 新宿 都税事務所長 殿 支 庁 長	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇
	免税軽油使用者の氏名又は名称	都庁港湾開発株式会社 代表取締役 港湾太郎
	業種	船舶
	免税軽油使用者証の番号	第 101 号
	この報告に应答する係及び氏名並びに電話番号	新宿 三郎 (電話) 〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間	令和〇〇年 4月 1 日から 令和〇〇年 4月 30 日まで
--------	--------------------------------

免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有 ・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項
--	--------------------------------------	--------------------------------

引取年月日	引取数量(ア)		種類	枚数	免税証の記号及び番号
〇〇年 4月 2日 []	200	千代田区外神田◇-◇-◇ 都庁石油販売(株)	200	1	040H000101
〇〇年 4月 15日 []	250	千代田区外神田◇-◇-◇ 都庁石油販売(株)	50 200	1 1	040F000101 040H000102
〇〇年 4月 28日 []	200	千代田区外神田◇-◇-◇ 都庁石油販売(株)	200	1	040H000103
年 月 日 []		[]			
年 月 日 []		[]			

免税軽油を購入する都度、軽油と引き換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記載してください。

免税軽油を船舶に直接給油する場合、
 (ウ)と(エ)にそれぞれの数量を記載してください。
 (ウ)・・・報告対象期間内に購入した免税軽油の数量
 (エ)・・・報告対象期間内に消費した免税軽油の数量
 ※地下タンク等で免税軽油の在庫を保有している場合は、32ページの記載例をご覧ください。

報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	0	リットル
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	650	リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	650	リットル
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量	(オ)	0	リットル
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(イ)+(ウ)-(エ)-(オ)(カ)		0	リットル

免 そ 税 の 軽 油 量 の （ 使 用 に の 関 事 実 有 事 実 ・ 及 無 び ）	機械、車両又は 設備名（番号）		左記の機械、車両又は 設備の使用地		免税軽油の 使用数量（キ）	稼働日数	稼働時間
	No.	1 新着丸（クレーン付台船）	〇〇区〇〇町 △△橋付近現場		650 <small>リットル</small>	18 日	82 時間
	No.						
	No.						
	No.						
	No.						
合 計				650			
報告対象 期間の末 日におけ る免税証 の保有状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数			
	10 <small>リットル券</small>	20 枚	<small>リットル券</small>	枚			
	50	24					
	200	27					

各月末日における、免税証の保有状況（残数）について、券種ごとに記入してください。

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した都税事務所長または支庁長に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあつては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに都税事務所長または支庁長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

免税軽油の引取り等に係る内訳書

プレジャーボート以外の船舶

業 種	船舶	報 告 対 象 期 間
免税軽油使用者証の番号	101	
免税軽油使用者またはこの報告書を記入した者の氏名又は名称	都庁港湾開発株式会社 代表取締役 港湾太郎	〇〇年4月1日～〇〇年4月30日

月	引取数量(ℓ) (直接機械等に給油した場合は給油量計と同量)	給油量計(ℓ)	残量(ℓ) (地下タンク・ドラム等がある場合は記入)	機 械、車 両 又 は 設 備 の 名 称		機 械、車 両 又 は 設 備 の 名 称		機 械、車 両 又 は 設 備 の 名 称	
				新宿丸 (クレーン付台船)					
				免税機械№	1	免税機械№		免税機械№	
				タンク容量(ℓ)	400	タンク容量(ℓ)		タンク容量(ℓ)	
初				アワーメーター	1,510	アワーメーター		アワーメーター	
				給油量(ℓ)		稼働時間(h)		給油量(ℓ)	稼働時間(h)
1									
2	200	200		200	5				
3					5				
4					5				
5									
6									
7					5				
8					5				
9					5				
10					5				
11					5				
12									
13					2				
14									
15	250	250		250	2				
16									
17									
18					5				
19					5				
20					5				
21									
22									
23					5				
24					5				
25					5				
26									
27									
28	200	200		200	5				
29									
30					3				
31									
計	650	650		650	82				
月 末				アワーメーター	1592	アワーメーター		アワーメーター	

月初と月末のアワーメーターの数値を記録し、記入してください。

※地下タンク等で免税軽油の在庫を保有している場合は、34ページの記載例をご覧ください。

※ この内訳書に免税軽油を購入した際の納品書及び請求書の写しを添付して提出してください。

用紙日本産業規格A4

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div> 令和〇〇年 5月30日 新宿 都税事務所 支 序 長 殿	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇			
	免税軽油使用者の氏名又は名称	都庁港湾開発株式会社 代表取締役 港湾太郎			
	業種	船舶			
	免税軽油使用者証の番号	第 101 号			
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	新宿 三郎 (電話) 03-0000-0000			
免税軽油の引取り等に係る報告書					
報告対象期間	令和〇〇年 4月 1 日から 令和〇〇年 4月 30 日まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有 ・無)	免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項			
引取年月日	引取数量(ア)		種類	枚数	免税証の記号及び番号
〇〇年 4月2日 〔 〕	200	千代田区外神田◇-◇-◇ 都庁石油販売㈱	200	1	040H000101
〇〇年 4月15日 〔 〕	250	千代田区外神田◇-◇-◇ 都庁石油販売㈱	50 200	1 1	040F000101 040H000102
〇〇年 4月28日 〔 〕	200	千代田区外神田◇-◇-◇ 都庁石油販売㈱	200	1	040H000103
年 月 日 〔 〕					
年 月 日 〔 〕					
年 月 日 〔 〕					
報告対象期間の初日の前日における			(イ)	150	リットル
報告対象期間に引取りを行った免税			(ウ)	650	リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の			(エ)	650	リットル
報告対象期間における減失等による			(オ)	0	リットル
報告対象期間の末日における免税軽油			(カ)	150	リットル

免税軽油を購入する都度、軽油と引き換えに販売業者に渡した免税証について、券種別にその「枚数」と「免税証の記号番号」を控えていただき、報告書に記載してください。

地下タンク・ドラム缶で免税軽油を保有している場合、(イ)及び(カ)欄は、「計算在庫数量」ではなく、「実在庫数量」を記載してください。また、(オ)欄には、「計算在庫数量－実在庫数量」を記載してください。

免 そ 税 の 軽 油 量 の （ 使 用 に の 関 事 す 実 有 事 実 ・ 及 無 び ）	機械、車両又は 設備名（番号）		左記の機械、車両又は 設備の使用地		免税軽油の 使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No.	1 新巻丸（クレーン付台船）	〇〇区〇〇町 △△橋付近現場		650 <small>リットル</small>	18 日	82 時間
	No.						
	No.						
	No.						
	No.						
合 計				650			
報告対象 期間の末 日におけ る免税証 の保有状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数			
	10 <small>円券</small>	20 枚	<small>円券</small>	枚			
	50	24					
	200	27					
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> 各月末日における、免税証の保有状況(残数)について、券種ごとに記入してください。 </div>							

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した都税事務所長または支庁長に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合においては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに都税事務所長または支庁長が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

免税軽油の引取り等に係る内訳書

業 種	船舶	報 告 対 象 期 間
免税軽油使用者証の番号	101	
免税軽油使用者またはこの報告書を記入した者の氏名又は名称	都庁港湾開発株式会社 代表取締役 港湾太郎	〇〇年4月1日～〇〇年4月30日

月	引取数量(ℓ) (直接機械等に給油した場合は給油量計と同量)	給油量計(ℓ)	残量(ℓ) (地下タンク・ドラム等がある場合は記入)	機 械、車 両 又 は 設 備 の 名 称 新宿丸 (クレーン付台船)		機 械、車 両 又 は 設 備 の 名 称		機 械、車 両 又 は 設 備 の 名 称											
				免税機械No.	タンク容量(ℓ)	アワーメーター	給油量(ℓ)	稼働時間(h)	免税機械No.	タンク容量(ℓ)	アワーメーター	給油量(ℓ)	稼働時間(h)						
初			150	1	400	1,510													
1																			
2	200						5												
3		150		150			5												
4							5												
5																			
6																			
7							5												
8							5												
9		150		150			5												
10							5												
11							5												
12																			
13							2												
14																			
15	250	100		100			2												
16																			
17																			
18							5												
19							5												
20		100		100			5												
21																			
22																			
23							5												
24							5												
25		150		150			5												
26																			
27																			
28	200						5												
29																			
30							3												
31																			
計	650	650	150	650		82													
月 末			150	1592															

※ この内訳書に免税軽油を購入した際の納品書及び請求書の写しを添付して提出してください。

用紙日本産業規格A4



東京都 **新宿** 都税事務所長 支庁長 あて

令和〇〇年7月15日

申請人(免税軽油使用者又は代表者)
 使用者証番号・業種 第100号(船舶)

住所又は事務所若しくは事業所所在地 **新宿区西新宿〇-〇-〇**

氏名又は名称 **都庁 太郎**

該当する区分に「〇」を付けてください。

免税軽油使用者証記載事項変更申請書

次のとおり、令和〇〇年4月1日交付を受けた免税軽油(共同)使用者証の記載事項に変更を生じたので、免税軽油(共同)使用者証の書換えを申請します。

機械、車両又は設備の変更内容		追加・廃止・休止 その他〔 〕	追加・廃止・休止 その他〔 〕	追加・廃止・休止 その他〔 〕	追加・廃止・休止 その他〔 〕
変更年月日		〇〇年8月2日	年月日	年月日	年月日
変更を生じた機械、車両又は設備の明細	所在地	江東区夢の島〇 夢の島マリーナ	当該船舶の管理に係る係留地等を記入してください。		
	名称	No. 2 都庁丸II	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	都庁 太郎	リースの場合は、リース会社名を記入してください。		
	型式	〇〇〇 BS4G	「船舶検査手帳」に記載されている動力の型式を記入してください。 ※船体の型式ではありません。		
	軸馬力	150ps×1	定格出力(最大馬力)を記入してください。 ※参考 1kw=1.36ps		
	燃焼方式	直接噴射式			
	台数	1			
用途		プレジャーボート	当該機械等が免税用途のために使用する軽油の年間の見込数量を記入してください。		
年間見込み所要数量		6,000 リットル	リットル	リットル	リットル
交付を 受けて いる 代表者 を 定めて いる 者 が 二人 以上 の 者 が いる 場 合	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地				
	免税軽油使用者の氏名又は名称印				
その他の事項の変更	1. 住所又は事務所若しくは事業所所在地	変更年月日	令和〇〇年8月1日		
	2. 氏名又は名称	変更前	新宿区西新宿〇-〇-〇		
	3. 法人の代表者	変更後	新宿区西新宿×-×-×		
4. 連絡先(応答する係・氏名・電話番号)					
5. その他					
変更理由	該当する番号に「〇」を付けてください。				

備考 この様式は、地方税法施行令第43条の15第5項の規定により免税軽油使用者証の書換えを受けようとするときに用いること。(19主課課第314号・追加)(20主課課373号・全改)

用紙日本産業規格A4

令和〇〇年10月5日

東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
 都税事務所 殿
 支庁長

届出人

登録番号 100

住所 新宿区西新宿〇-〇-〇
 氏名(名称) 都庁 太郎

~~免税軽油使用者証~~ 返納書
~~免税~~ 証
~~特別徴収義務者登録証票~~ 受領書

次のとおり、令和〇〇年4月1日交付を受け 免税証 を返納します。
 を受領しました。

種類	受数		領号		使用数		返納数		返納の理由
	枚	枚	番号	番号	枚	枚	枚	番号	
免税証	10	28	040C000001 ~ 040C000028	040C000001 ~ 040C000025	25	3	040C000026 ~ 040C000028		当初計画に比べて稼働日数が減少したため。
	100	10	040G000001 ~ 040G000010	040G000001 ~ 040G000009	9	1	040G000010		
	200	8	040H000001 ~ 040H000008	040H000001 ~ 040H000008	8				
免税軽油使用者証									
特別徴収義務者登録証票									

用紙日本産業規格A4

備考 この様式は、法第144条の16又は法第144条の21の規定により特別徴収義務者登録証票又は免税軽油使用者証若しくは免税証を返

納又は受領する場合に用いること。

令和〇〇年4月10日

東京都 新宿区 都税事務所 殿
支庁長

届出人
登録番号 100
住所 新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名（名称） 都庁 太郎

免税軽油使用者証 返納書
~~免税 特別徴収義務者登録証 受領書~~

次のとおり、令和〇〇年4月1日交付を受けた免税軽油使用者証を返納します。
受領しました。

種類	受		使		用		返		返納の理由
	枚数	番号	枚数	番号	枚数	番号	枚数	番号	
免税証	枚		枚		枚		枚		
免税軽油使用者証									
特別徴収義務者登録証								100	

使用者証の登録番号を記入してください。

用紙日本産業規格A4

備考 この様式は、法第144条の16又は法第144条の21の規定により特別徴収義務者登録証票又は免税軽油使用者証若しくは免税証を返

納又は受領する場合に用いること。

免税軽油譲渡届出書

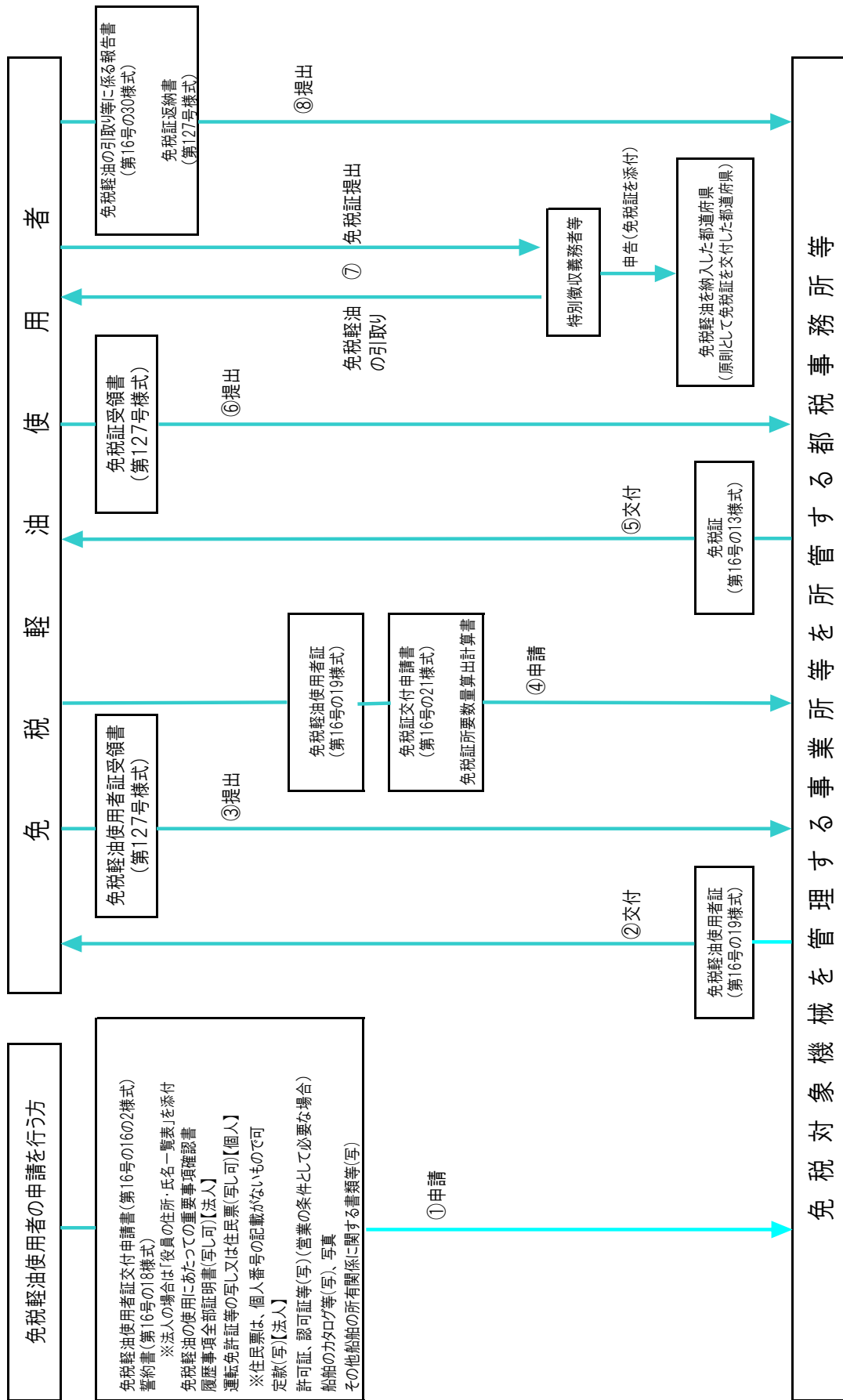
令和 〇〇年 5 月 20 日

東京都 **新宿** 都税事務所長 殿
~~支庁長~~

申請者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇
	氏名又は名称	都庁 太郎
	免税軽油使用者証の番号	第 100 号
譲渡する数量		200 リットル
免税軽油を譲り受ける者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	新宿区西新宿☆-☆-☆
	氏名又は名称	新宿 三郎
譲渡をする日又は予定日		令和 〇〇年 6 月 1 日

上記のとおり、免税軽油の譲渡をしたいので承認を受けたく届出いたします。

免税証の申請手続等の流れ



軽油引取税を所管する都税事務所・支庁のご案内

都税事務所

申請をされる個人又は法人の住所、事務所所在地	事務所名・所在地・電話番号	地図
千代田区、中央区、 文京区、台東区、 荒川区	中央都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒104-8558 中央区新富2-6-1 03-3553-4283(直通)	
港区、品川区、目黒区、 大田区、渋谷区	港都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒106-8560 港区麻布台3-5-6 03-5549-3819(直通)	
新宿区、世田谷区、 中野区、杉並区、 豊島区、北区、板橋区、 練馬区	新宿都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8 03-3369-7155(直通)	
墨田区、江東区、 足立区、葛飾区、 江戸川区	江東都税事務所 総務課 軽油引取税班 〒136-8533 江東区大島3-1-3 03-3637-7125(直通)	
多摩の市町村全域	立川都税事務所 事業税課 軽油引取税班 〒190-0022 立川市錦町4-6-3 042-523-3175(直通)	

支 庁

申請をされる個人又は法人の住所、事務所所在地	支庁名・所在地	電話番号
大島町、利島村、 新島村、神津島村	大島支庁 総務課 税務担当 〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1	04992-2-4423(直通)
三宅村、御蔵島村	三宅支庁 総務課 行政担当 〒100-1102 三宅村伊豆642	04994-8-5013(直通)
八丈町、青ヶ島村	八丈支庁 総務課 税務担当 〒100-1492 八丈町大賀郷2466-2	04996-2-4511(直通)
小笠原村	小笠原支庁 総務課 行政担当 〒100-2101 小笠原村父島字西町	04998-2-3230(直通)



M E M O

免税軽油を使用するための手続

—船舶の使用者用—

平成18年4月	初版発行
平成20年10月	改訂版発行
平成27年4月	改訂第2版発行
平成27年9月	改訂第3版発行
平成28年4月	改訂第4版発行
平成29年4月	改訂第5版発行
平成30年4月	改訂第6版発行
平成31年4月	改訂第7版発行
令和2年4月	改訂第8版発行
令和3年1月	改訂第9版発行
令和3年4月	改訂第10版発行
令和4年4月	改訂第11版発行
令和5年5月	改正第12版発行
令和6年4月	改正第13版発行

編集・発行 東京都主税局課税部課税指導課
軽油引取税班

東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 (03)5388-3049 (直通)